

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.11 (令和3年4月号)

令和3年4月15日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和3年3月16日 老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号
 - 令和3年3月18日 保医発0318第1号 (令和3年3月18日適用)
 - 令和3年3月31日 厚生労働省告示第159号 (令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 厚生労働省告示第163号 (令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 保医発0331第1号 (令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 保医発0331第2号 (令和3年4月1日適用)
 - 令和3年3月31日 保医発0331第4号 (令和3年4月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その61)」(令和3年3月17日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その62)」(令和3年3月31日医療課事務連絡)
 - ・「酸素の価格について」(令和3年3月31日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その63)」(令和3年4月14日医療課事務連絡)
- 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
74	右	下から24行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
75	右	下から15行目	〔次行に追加〕	(令 3. 3. 31 保医発 0331 1)
357	右	下から13行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
357	右	下から9行目	(最終改正; 令 2. 3. 5 厚生労働省告示第59号)	(最終改正; 令 3. 3. 31 厚生労働省告示第159号)
446			〔D009腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数(190点)を準用する項目として追加〕	
			◇ 組織因子経路インヒビター2(TFPI2)	
			ア 組織因子経路インヒビター2(TFPI2)は、D009腫瘍マーカーの「23」CA602の所定点数を準用して算定する。	
			イ 本検査は、EIA法により測定した場合に算定できる。	
			ウ 本検査は、D009腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。 ■	
			(令 3. 3. 31 保医発 0331 4)	
456	右	下から4～3行目	<p>摘要欄に記載すること。</p> <p>上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。な</p>	<p>摘要欄に記載すること。</p> <p>上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			お、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (令 2. 5.13 保医発 0513 1) (令 2. 6.25 保医発 0625 3) 〔黄色網かけはWeb追補No.1にて改正済み〕	した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (令 2. 5.13 保医発 0513 1) (令 2. 6.25 保医発 0625 3) (令 3. 3.18 保医発 0318 1)
468			〔以下の項目中、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日健感発0225第1号)に改め、それぞれの項目の最後に「(令 3. 3.18 保医発 0318 1)」を加える。〕 ○【Web追補No.2】で追加した「D023微生物核酸同定・定量検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分(1,800点)を合算した点数又は3回分(1,350点)を合算した点数を準用する項目」 ○【Web追補No.5】で追加した「D023微生物核酸同定・定量検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分(1,800点)を合算した点数又は3回分(1,350点)を合算した点数を準用する項目」	
472	右	上から20行目	(令和2年6月25日健感発0625第5号) 〔黄色網かけはWeb追補No.2等にて改正済み〕	(令和3年2月25日健感発0225第1号)
472	右	上から23行目	(令 2. 5.13 保医発 0513 1) (令 2. 6. 2 保医発 0602 2) (令 2. 7.22 保医発 0722 1) (令 2.10. 2 保医発 1002 1) 〔黄色網かけはWeb追補No.4等にて改正済み〕	(令 2. 5.13 保医発 0513 1) (令 2. 6. 2 保医発 0602 2) (令 2. 7.22 保医発 0722 1) (令 2.10. 2 保医発 1002 1) (令 3. 3.18 保医発 0318 1)
652	右	上から9行目	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
652	右	上から12行目	(最終改正;令 2. 3. 5 厚生労働省告示第59号)	(最終改正;令 3. 3.31 厚生労働省告示第159号)
706	右	下から27行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
706	右	下から24行目	〔次行に追加〕	(令 3. 3.31 保医発 0331 1)
708	右	下から16~15行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
709	右	上から7行目	(最終改正;令元. 8.30 厚生労働省告示第97号)	(最終改正;令 3. 3.31 厚生労働省告示第159号)
937			〔「別記様式」中、「平成」を「令和」に改め、「印」を削除する。〕	
957			〔「様式16」を本追補末尾の別紙1に変更〕	
964			〔「様式21の6」を本追補末尾の別紙2に変更〕	
1006	一	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正;令 3. 2.26 保医発 0226 2) 〔黄色網かけはWeb追補No.10等にて改正済み〕	(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正;令 3. 3.31 保医発 0331 2)
1015	左	下から2~1行目	両側耳小骨奇形	両側耳小骨奇形等
1015	左	下から1行目	骨導補聴器	補聴器
1015	右	上から2行目	45dB	55dB
1015	右	上から3~5行目	ウ 18歳以上の患者。ただし、両側外耳道閉鎖症の患者については、保護者の同意が得られた場合、15歳以上でも対象となる。	〔削除〕
1015	右	上から8行目	必要がある理由、	必要がある理由(既存の骨導補聴器の使用歴がない患者に対して使用する場合は、既存の骨導補聴器を使用しない理由を含む。)
1131	一	上から8行目	(最終改正;令和2年9月30日 厚生労働省告示第340号) 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省告示第163号)

頁	欄	行	変更前	変更後
1146	左	下から6行目	協力型臨床研修施設	協力型 (I) 臨床研修施設
1146	左	下から4行目	協力型臨床研修施設	協力型 (I) 臨床研修施設
1146	右	上から5行目	協力型相当大学病院	協力型 (I) 相当大学病院
1146	右	上から8～9行目	臨床研修を行う病院	3月以上の臨床研修を行う病院
1146	右	上から9～10行目	管理型相当大学病院を除く。)	管理型相当大学病院を除く。)をいう。)
1164	右	上から15～16行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1164	右	下から20行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1165	左	下から19行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1165	左	下から13行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1165	左	下から6行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1165	右	上から1行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1165	右	上から8行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1165	右	上から12～13行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1165	右	上から17行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1165	右	上から25行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1165	右	下から23行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1165	右	下から16行目	令和3年3月31日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年9月30日
1165	右	下から12行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1172	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2) (最終改正; 令 2. 9. 30 保医発 0930 2) 〔黄色網かけはWeb追補No.4等にて改正済み〕	(令 2. 3. 5 保医発 0305 2) (最終改正; 令 3. 3. 31 保医発 0331 1)
1175	右	上から8行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
1175	右	下から31～30行目	令和3年4月1日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年10月1日
1175	右	下から28行目	令和3年4月1日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年10月1日
1175	右	下から26～25行目	令和3年4月1日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年10月1日
1175	右	下から24～23行目	令和3年4月1日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年10月1日
1175	右	下から22～21行目	令和3年4月1日 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	令和3年10月1日
1175	右	下から20行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日

頁	欄	行	変更前	変更後
			[黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	
1175	右	下から16行目	令和3年4月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年10月1日
1175	右	下から13行目	令和3年4月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年10月1日
1175	右	下から10～9行目	令和3年4月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年10月1日
1175	右	下から5行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
1175	右	下から3行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
1176	左	上から1～2行目	令和3年4月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年10月1日
1176	左	下から21行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
1176	左	下から18行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
1176	左	下から12行目	令和3年4月1日	令和3年10月1日
1185	右	下から9～8行目	令和3年3月31日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年9月30日
1187	右	下から25行目	令和3年3月31日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年9月30日
1194	右	上から6行目	令和3年4月1日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年10月1日
1198	左	下から13～12行目	令和3年3月31日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年9月30日
1198	左	下から7～6行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1199	左	上から25行目	協力型臨床研修施設	協力型（I）臨床研修施設
1199	左	上から30～31行目	臨床研修を行う病院	3月以上の臨床研修を行う病院
1203	右	上から14行目	令和3年3月31日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年9月30日
1204	右	下から29行目	令和3年3月31日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年9月30日
1205	右	下から5行目	令和3年3月31日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年9月30日
1222	左	上から20行目	令和3年3月31日	令和3年9月30日
1250	右	下から18行目	令和3年3月31日 [黄色網かけはWeb追補No. 4にて改正済み]	令和3年9月30日
1270			「別紙7 別表1」の「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」が「令和3年3月31日保医発0331第1号」により改正されています。改正内容は『 診療報酬関連情報ナビ 』の 診療報酬関連情報データベース から当該通知をご確認下さい。また、厚生労働省HPの「令和2年度診療報酬改定について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html)では、エクセルデータが掲載（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の場所)されていますのでご参照下さい。	
1293				
1381	一	上から6行目	(最終改正;平成26年3月31日 厚生労働省告示第199号)	(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省告示第159号)
1381	右	下から4行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)

頁	欄	行	変更前	変更後
1382	—	上から5行目	(最終改正;平22. 3.19 保医発 0319 3)	(最終改正;令 3. 3.31 保医発 0331 1)
1382	右	上から13行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
1417	—	上から8行目	(最終改正;令和2年11月30日 厚生労働省告示第372号) [黄色網かけはWeb追補No.6にて改正済み]	(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省告示第159号)
1426	左	上から11行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
1434	左	下から5行目	過疎地域自立促進特別措置法	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
1442	右	上から1行目	[次行に追加]	三 令和3年3月31日において現に過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域は, 令和4年3月31日までの間に限り, 第四第四号の三の三(5)又は第十第一号の九(5)に規定する過疎地域とみなす。
1449	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 3)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 3) (最終改正;令 3. 3.31 保医発 0331 1)
1450	左	下から35~34行目	脳腫瘍覚醒下マッピング加算,	脳腫瘍覚醒下マッピング加算, 角膜移植術(内皮移植による角膜移植を実施した場合),
1660	—	上から5行目	(最終改正;令和元年8月31日 厚生労働省告示第97号)	(最終改正;令和3年3月31日 厚生労働省告示第159号)
1660	右	上から11~12行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
1661	—	上から3行目	(令 2. 3. 5 保医発 0305 1)	(令 2. 3. 5 保医発 0305 1) (最終改正;令 3. 3.31 保医発 0331 1)
1661	左	下から23行目	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。

<別紙1>

(別紙様式16)

訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名	生年月日		年	月	日	(歳)				
患者住所	電話 () -									
主たる傷病名	(1)	(2)	(3)							
現在の状況 (該当項目に○等)	病状・治療 状									
	投与中の薬剤 の用量・用法	1.	2.							
		3.	4.							
		5.	6.							
	日常生活 自 立 度	寝たきり度	J 1	J 2	A 1	A 2	B 1	B 2	C 1	C 2
		認知症の状況	I	II a	II b	III a	III b	IV	M	
要介護認定の状況	要支援 (1 2)		要介護 (1 2 3 4 5)							
褥 瘡 の 深 さ	DESIGN分類		D 3	D 4	D 5	NPUAP分類		III度	IV度	
装着・使用 医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置	2. 透析液供給装置	3. 酸素療法 (l/min)						
	4. 吸引器	5. 中心静脈栄養	6. 輸液ポンプ							
	7. 経管栄養 (経鼻・胃瘻: サイズ	、		日に1回交換)						
	8. 留置カテーテル (部位: サイズ	、		日に1回交換)						
	9. 人工呼吸器 (陽圧式・陰圧式: 設定)								
	10. 気管カニューレ (サイズ)								
	11. 人工肛門	12. 人工膀胱	13. その他 (
留意事項及び指示事項										
I 療養生活指導上の留意事項										
II 1. リハビリテーション										
〔 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護の一環として行うものについて 1日あたり20・40・60・()分を週()回(注:介護保険の訪問看護を行う場合に記載) 〕										
2. 褥瘡の処置等										
3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理										
4. その他										
在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与薬剤・投与量・投与方法等)										
緊急時の連絡先 不在時の対応										
特記すべき留意事項 (注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。)										
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名)										
たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示 (無 有 : 訪問介護事業所名)										

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

医療機関名

住 所

電 話

(FAX.)

医師氏名

印

事業所

殿

<別紙2>

(別紙様式21の6)

事業所番号 _____ リハビリテーション実施計画書 入院 外来 訪問 通所 入所 計画作成日: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 氏名: _____ 様 性別: {男:友} 生年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 (; _____ 歳) 要支援 要介護 _____
 リハビリテーション担当医: _____ 担当 _____ (PT OT ST 看護職員 その他従事者(_____)

■本人の希望(したい又はほできるよになりた生活の希望等)	■家族の希望(本人にしてほしい生活内容、家族が支援できること等)

■健康状態、経過

原因疾病: _____ 発症日・受傷日: _____ 年 月 日 直近の入院日: _____ 年 月 日 直近の退院日: _____ 年 月

治療経過(手術がある場合は手術日・術式等): _____

合併疾患・コントロール状態(高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等): _____

これまでのリハビリテーションの実施状況(プログラムの実施内容、頻度、量等): _____

目標設定等支援・管理シート: あり なし 日常生活自立度: 自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準: 自立、I、IIa、IIb、IIIa、IIIb、IV、M

■心身機能・構造

項目	現在の状況	活動への支障	特記事項(改善の見込み含む)
筋力低下	—	—	
麻痺	—	—	
感覚機能障害	—	—	
関節可動域制限	—	—	
摂食嚥下障害	—	—	
失語症・構音障害	—	—	
見当識障害	—	—	
記憶障害	—	—	
高次脳機能障害 (_____)	—	—	
栄養障害	—	—	
褥瘡	—	—	
疼痛	—	—	
精神行動障害(BPSD)	—	—	
<input type="checkbox"/> 6分間歩行試験 <input type="checkbox"/> TUG Test			
服薬管理	—	—	
<input type="checkbox"/> MMSE <input type="checkbox"/> HDS-R			
コミュニケーション の状況			

■活動(基本動作、活動範囲など)

項目	リハビリ開始時点	現在の状況	特記事項(改善の見込み含む)
寝返り	—	—	
起き上がり	—	—	
座位保持	—	—	
立ち上がり	—	—	
立位保持	—	—	

■活動(ADL)(※「している」状況について記載する)

項目	リハビリ開始時点	現在の状況	特記事項(改善の見込み含む)
食事	—	—	
イスとベッド間の移乗	—	—	
整容	—	—	
トイレ動作	—	—	
入浴	—	—	
平地歩行	—	—	
階段昇降	—	—	
更衣	—	—	
排便コントロール	—	—	
排尿コントロール	—	—	
合計点			

■リハビリテーションの短期目標(今後3ヶ月)

(心身機能)

(活動)

(参加)

■リハビリテーションの長期目標

(心身機能)

(活動)

(参加)

■リハビリテーションの方針(今後3ヶ月間)

■本人・家族への生活指導の内容(自主トレ指導含む)

■リハビリテーション実施上の留意点
 (開始前・訓練中の留意事項、運動強度・負荷量等)

■リハビリテーションの見直し・継続理由

■リハビリテーションの終了目安
 (終了の目安となる時期: _____ ヶ月後)

利用者・ご家族への説明: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

特記事項: